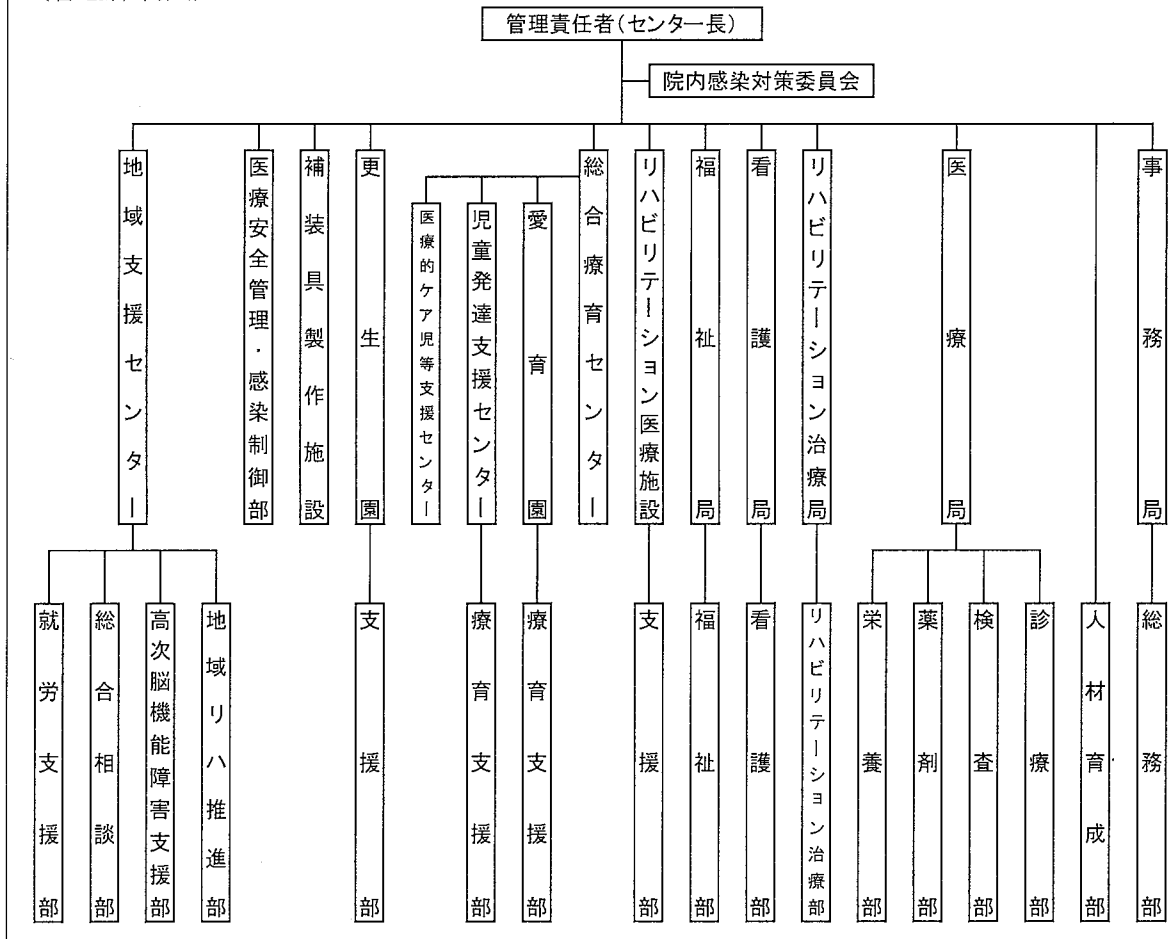


(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書		令和6年7月24日
千葉市長	殿	
	提出者 住 所 千葉県千葉市緑区誉田町1丁目45番2 氏 名 社会福祉法人千葉県身体障害者福祉事業団 千葉県千葉リハビリテーションセンター 理事長 横山 正博 電話番号 043-291-1831	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。		
事業場の名称	千葉県千葉リハビリテーションセンター	
事業場の所在地	千葉県千葉市緑区誉田町1丁目45番2	
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日	
当該事業場において現に行っている事業に関する事項		
① 事業の種類	大分類：医療、福祉 中分類：医療業 小分類：病院	
② 事業の規模	病床数：298床 (リハビリテーション医療施設 110床、愛育園 132床、更生園56床)	
③ 従業員数	546名 (令和6年4月1日現在)	
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	看護局 (外来・手術室・病棟等) 検査部 薬剤部 → 廃棄処理委託業者 ※収集運搬～中間処理～最終処分	

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排出量	72.77 t	t
	(これまでに実施した取組) これまでに実施した取り組みは特になし。		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排出量	64.7 t	t
	(今後実施する予定の取組) 別の減量化された製品に変更していくことで、排出抑制を図っていく。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ① 鋭利な物 ②その他の感染性廃棄物
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 一般ごみ、非感染性おむつ等の処理を適切に行い、その他の感染性廃棄物の増加を防止する。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 廃棄物の処理に関しては、専門の業者に全て委託しており、当事業団で自ら再生利用を行うことはない。		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 引き続き、専門の業者に全て委託していく為、当事業団で自ら再生利用を行う予定はない。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 中間処理についても、専門の業者に全て委託しており、当事業団で自ら中間処理を行うことはない。		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 引き続き専門の業者に全て委託していく為、当事業団で自ら中間処理を行う予定はない。		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) これまでに当事業団にて埋立処分を行ったことはない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 引き続き、当事業団にて埋立処分を行う予定はない。		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	72.77 [✓] t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	72.77 [✓] t	t
	再生利用業者への処理委託量	72.77 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	① 特別管理産業廃棄物収集運搬業（千葉県内の監督官庁）及び特別管理産業廃棄物処分業（千葉県内の監督官庁）の許可を一括して取得している。 ② 「優良認定業者」である旨の許可証の交付を受けている。 ③ 最終処分までの全ての処理を県内で行うことが可能。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全 処 理 委 託 量	6 4 . 7 t [√]	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	6 4 . 7 t [√]	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 引き続き、現状と同じ条件にて入札を実施し、委託業者に処理を委託していく。		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	0 t	
	(今後実施する予定の取組等)		
※事務処理欄			